経済建設委員会提出資料
平成 29 年 8 月 10 日開催

観光振興について
（飯塚市観光振興基本計画の策定について）

１　策定の趣旨

飯塚市では、観光産業の振興を図り観光資源等を活かしたまちづくりを進めるため、平成 19 年度に「飯塚市観光振興基本計画」を策定し、観光資源の発掘や商品化、情報発信などの取り組みを実施してきました。

平成 19 年度に策定した「飯塚市観光振興基本計画」が、平成 29 年度に終期を迎えることから、次期の観光資源等（文化・歴史）を活かしたまちづくりを進める指針として「飯塚市観光振興基本計画」を策定するものです。

２　策定方針

「飯塚市観光振興基本計画」を策定するにあたり、観光客の実態調査等の実施・結果の分析を行うとともに、附属機関である「飯塚市観光振興基本計画策定委員会」での審議により、観光を活かしたまちづくりのための具体的施策を策定し、市長への答申を行うものです。

３　策定の方法

（１）　観光客の実態調査等の結果分析による現状及び課題等の把握・現計画の検証
　① 飯塚市の観光客数・消費額の分析（各種資料・データ等）
　② 先進地の施策等の把握（各種資料・ヒアリング調査）
　③ 観光客へのアンケート調査（市内観光施設等でのアンケート調査）
　④ 観光施設及び関係者へのヒアリング調査（市内観光施設）
（２）　飯塚市観光振興基本計画策定委員会による審議
（３）　計画の決定
（４）　市長への答申

平成 29 年 8 月 10 日
経済建設委員会資料

産業振興について
（飯塚市産業振興ビジョンの策定について）

１　策定の趣旨

飯塚市では、「大学力」などの地域ポテンシャルを活かした地域経済活性化と新産業創出を目指す「e-ZUKA トライバレー構想」を掲げ、その実現に向けたアクションプラン「新産業創出ビジョン」に基づき、人材育成、産学官連携、ベンチャー支援、ビジネスモデル構築などの施策を段階的に実施してきました。

現在、第３次の「飯塚市新産業創出ビジョン２０１３~２０１７」が、平成２９年度に終期を迎えることから、次期を担うアクションプランである「産業振興ビジョン２０１８~２０２２」を策定するものです。

２　策定方針

「産業振興ビジョン」を策定するにあたり、本市の経済・産業に関する基礎調査の実施・結果の解析を行うとともに、中小企業振興基本条例に基づき、附属機関として設置する「飯塚市中小企業円卓会議」での審議により、産業振興のための具体的施策及びその実行計画（アクションプラン）を策定し、市長への答申を行うものです。

なお、今回策定する産業振興ビジョンにおいては、創業・新産業創出等に加え、商業及び第６次産業としての農業を包含したビジョンを策定することとしています。

３　策定の方法

（１）本市産業等の実態調査による結果解析による現状及び特徴・課題等の把握
　①飯塚市の経済環境、地域・産業特性の把握(各種資料・データ等)
　②市内地場企業へのアンケート調査
　③市内地場企業へのヒアリング調査
　④大学、研究機関の状況、研究シーズ等の把握（ヒアリング調査）
　⑤インキュベーション施設、産業支援機関（市外を含む。）の状況把握
　⑥その他産業振興ビジョン策定に資する調査
（２）中小企業振興円卓会議による審議(ビジョン・アクションプラン)
（３）計画の決定
（４）市長への答申

４　委託業者

プロポーザル方式により委託業者を決定し、有限責任監査法人トーマツと契約の締結を行っています。

飯塚市産業振興ビジョン　策定スケジュール案

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定作業	市内企業アンケート調査		→	→									
	市内企業・大学・産業支援機関等ﾋｱﾘﾝｸﾞ調査		→	→	→								
	構想案の検討				→	→							
	構想案の決定					→	→	→					
	アクションプランの検討・策定							→	→	→			
	産業振興ビジョン決定										○		
会議等	中小企業振興円卓会議		5/22 開催	適時開催	適時開催	8/8 開催	適時開催	適時開催	適時開催	適時開催	○		
	庁議等	○						○		○			
	答申										○		

資料１

経済建設委員会提出資料
平成２９年８月１０日

空 き 家 対 策 に つ い て

・飯塚市空家等対策の経緯等について

飯塚市における空家等対策については、飯塚市空き家等の適正管理に関する条例（平成２５年４月１日施行・平成２８年３月２８日廃止）により、平成２５年４月から防災安全課生活安全係において、老朽危険空家に対する適正管理等の対応を行いました。また、条例施行に併せまして、飯塚市老朽危険空家解体撤去補助金を創設し、老朽危険家屋を解体される所有者等に対して、解体費用の一部補助を実施しています。（件数は別表）

国においては、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）が平成２７年２月２６日に完全施行されました。それに伴い、飯塚市においても特措法に基づく対応を取り、平成２８年４月から住宅政策課総務係に担当部署が変わっています。

特措法施行後は、平成２８年度に市内の空家等を把握するため実態調査を行いました。また、特措法に基づき、略式代執行及び行政代執行により各１軒の特定空家等を除却しています。

（別表）

	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度
空家等相談件数	７１	３１	１０７	８４
〃　解決件数	１６	１２	３２	４６
解体補助金交付件数	８	６	１１	１６

※解決件数は、解決した年度で計上しているため、相談と解決で年度が異なる場合あり。

空き家対応フロー図

資料２

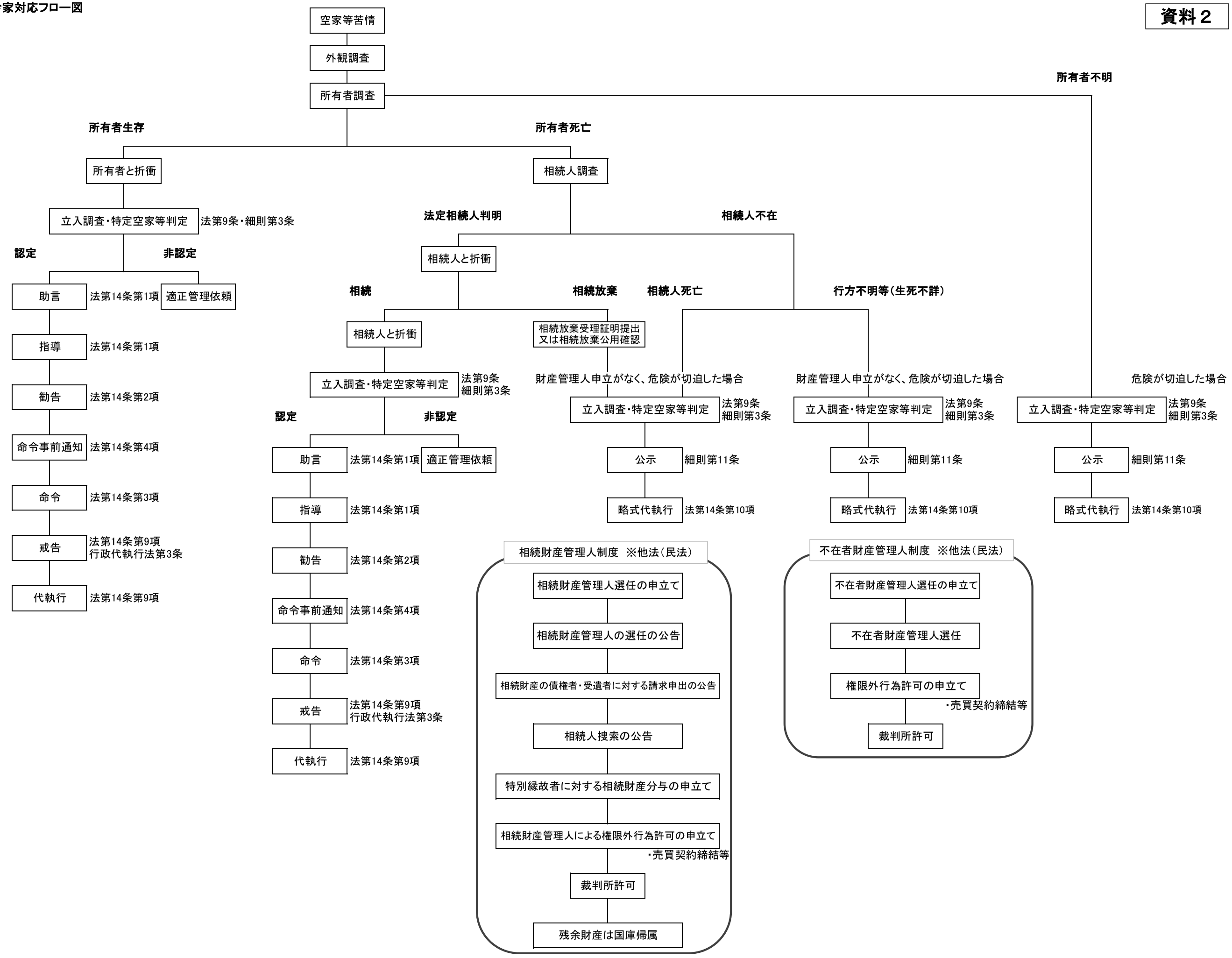

資料３

空家等実態調査　地区別調査結果

No.	地区	空家数	居住可能な問題のない空家（A判定）	改修すれば居住可能な空家（B判定）	居住不能または大改修が必要な空家（C判定）	敷地内へ立ち入り出来ない等の理由で判定不可能な空家
1	菰田	208	19	96	89	4
2	飯塚	278	110	67	63	38
3	片島	41	14	8	8	11
4	飯塚東	173	89	33	46	5
5	二瀬	536	176	187	151	22
6	鯰田	193	75	54	45	19
7	鎮西	244	102	59	57	26
8	立岩	196	127	27	23	19
9	幸袋	228	74	43	66	45
10	穂波	549	137	160	137	115
11	筑穂	364	85	129	120	30
12	庄内	267	72	43	103	49
13	頴田	209	47	48	83	31
	合計	3,486	1,127	954	991	414

資料４

空家等対策の推進に関する特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2　この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第三条　空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第四条　市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（基本指針）

第五条　国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に

実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2　基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

二　次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項

三　その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3　国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4　国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条　市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2　空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二　計画期間

三　空家等の調査に関する事項

四　所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五　空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項

六　特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項

七　住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八　空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九　その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3　市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4　市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

第七条　市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3　前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県による援助）

第八条　都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（立入調査等）

第九条　市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2　市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3　市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4　第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5　第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第十条　市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2　都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3　前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（空家等に関するデータベースの整備等）

第十一条　市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（所有者等による空家等の適切な管理の促進）

第十二条　市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

（空家等及び空家等の跡地の活用等）

第十三条　市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

（特定空家等に対する措置）

第十四条　市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除

却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

2　市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3　市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4　市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5　前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6　市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7　市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8　第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9　市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行

しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10　第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11　市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

12　前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

13　第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

14　国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

15　前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第十五条　国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画

に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条　第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2　第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行）

（検討）

2　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

資料５

飯塚市空家等対策協議会会議規則

（趣旨）

第1条　この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、飯塚市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議内容）

第2条　協議会は、次に掲げる事項に関して協議を行う。

(1)　空家等対策計画（法第6条第1項に規定する空家等対策計画をいう。）の作成及び変更に関すること。

(2)　その他市長が必要と認めること。

（組織）

第3条　協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2　協議会に会長及び副会長を置き、会長は市長とし、副会長は委員の互選により定める。

3　会長は、会務を総理する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　地域住民

(2)　市議会議員

(3)　学識経験者

(4)　その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条　委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条　会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決す

るところによる。

（利害関係者の出席）

第6条　会長は、必要があるときは、会議に利害関係者の出席を求めることができる。

（秘密保持）

第7条　協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（議事録）

第8条　協議会は、議事録を作成し、会長の指名する出席委員が署名しなければならない。

（庶務）

第9条　協議会の庶務は、都市建設部住宅政策課において処理する。

（補則）

第10条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

資料６

飯塚市空家等対策協議会スケジュール

内訳 ＼ 月日																											
																			平成30年								
	7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
第1回協議会			27																								
第2回協議会											●																
市民意見募集																←→											
第3回協議会																				●							
対策計画公表																											●

経済建設委員会　資料

平成２９年８月１０日提出

専用場外発売所の開設及びミッドナイトオートレース開催日数について

１．専用場外発売所の開設について

（全国２７番目の場外発売所）

「オートレース鹿児島」概要について

① 名　称　　「オートレース鹿児島」

② 場　所　　鹿児島県鹿児島市千日町１３番２６号
（鹿児島中央駅よりタクシーで約５分）
(株)ニュー西野ビル　サテライト鹿児島内

③ 設置者　　株式会社　九州みぞべ興産

④ 管理施行者　飯塚市

⑤ 座席数　　１４２席（オートレース・競輪共用）
(内訳)一般席１２８席、特別観覧席１４席

⑥ 窓口数　　３窓
（内訳）自動発払窓口２窓、有人窓口１窓

⑦ 発売日数　　年間３４０日程度を予定

⑧ オープン日　平成２９年７月２２日（土）

２．ミッドナイトオートレース開催日数について

① 当初開催予定日数　　９節：２７日

② 追加予定日数　　３節：１１日

「１２月１節：４日、２月１節：３日、３月１節：４日」

③ 平成２９年度開催予定日数　　１２節：３８日

経済部公営競技事業所

「碓井・大分坑線」の一部区間の廃止について

経済建設委員会提出資料
平成29年8月10日提出

廃止（申出）路線の概要

路線名	廃止区間	廃止キロ（km）	廃止予定日
碓井・大分坑線	・天道駅先～牛隈 ・土居別道～第二保育所前 ・桂川町役場～吉隈一区先	10.72 3.94 1.95	平成30年10月1日 （※平成29年6月30日に申出）
1路線	3区間	16.61	-

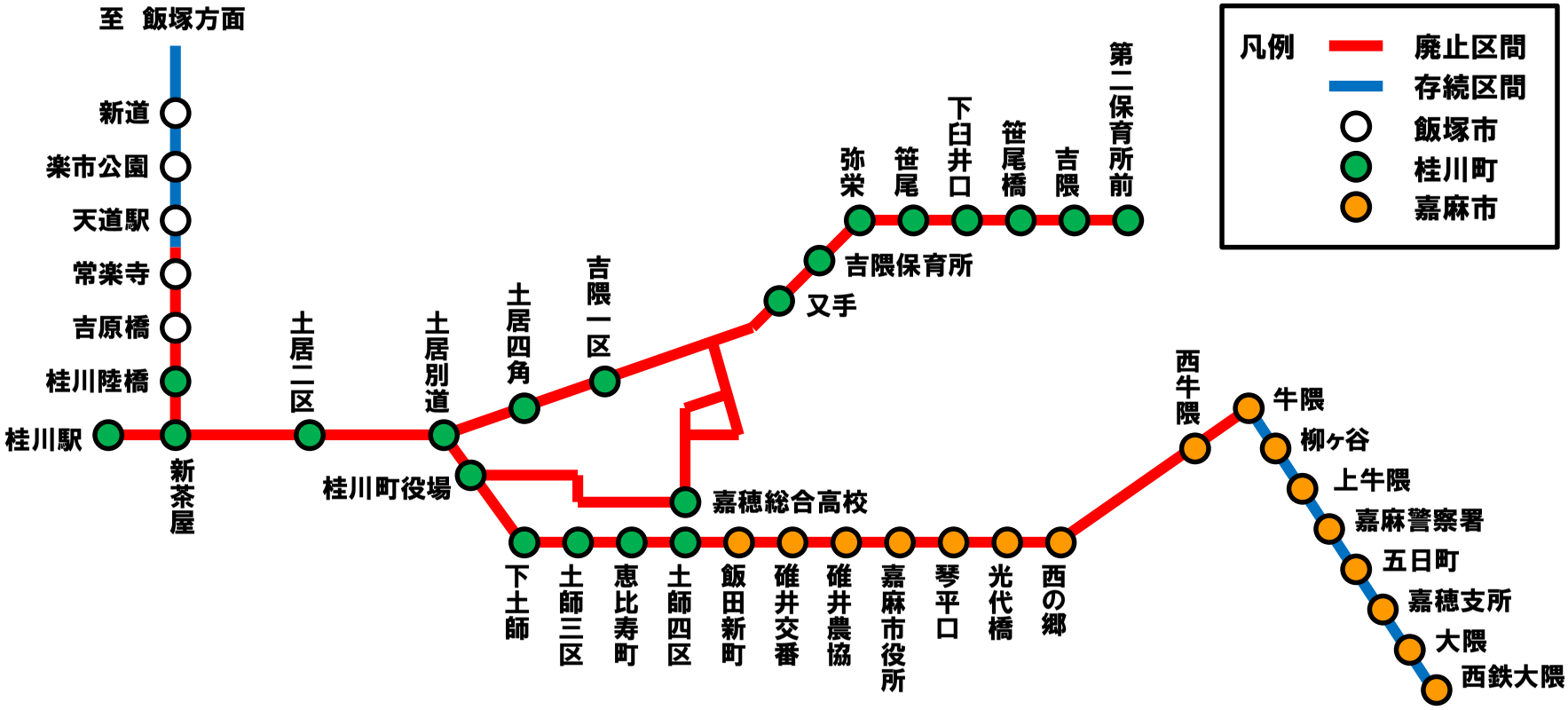

認定中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する　内閣府報告確定新旧対照表

経済建設委員会提出資料
平成29年8月10日提出

ページ	旧（平成29年2月　素案）	新（平成29年5月　確定分）
1	120	20
1	38事業のうち14事業が完了、20事業は計画期間内の完了が見込まれており	38事業のうち34事業が完了、4事業が未実施となったものの
4	21,529人／日	22,114人／日
4	3,819人	3,717人
5	21,529人	22,114人
8	3,819人	3,717人
7	（追加）	「戦略的逸品店舗誘致事業」の誘致店舗数が予定を下回ったこと、あわせて、今回の休日の歩行者通行量調査日に雨が降ったことも歩行者通行量が減少した要因であると考えられる。
9	（追加）	「吉原町1番地区第一種市街地再開発事業」で整備したマンションが全戸完売したものの、居住者の一部において住民票異動が未実施であること、「優良建築物等整備事業」のマンション整備戸数が当初計画から大きく削減されたことが要因となり

認定中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告

平成２９年５月
飯塚市（福岡県）

全体総括

〇計画期間：平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月（5 年間）

１．計画期間終了後の市街地の状況（概況）

基本計画に基づき、「子供の笑顔 高齢者のなごみ おもてなしの心が育むコミュニケーションタウン」を基本コンセプトに、まちの顔となる中心市街地を再構築し、中心拠点と地域拠点の連携によるコンパクトなまちづくりの推進に向け、各種事業を実施してきたところ、居住人口の増加やイベント等での集客による賑わいの向上など中心市街地が活性化している。

特に、空洞化の解消に向けた事業として実施した「吉原町 1 番地区第一種市街地再開発事業」や「ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業」、「飯塚本町東地区整備事業」などにより、交通拠点機能の強化や健康・交流や子育て支援の拠点の創出、街なか居住の受け皿の整備が進み、交流人口（JR 新飯塚駅年間利用者数が従前よりも約 230 千人増加）、居住人口（基準値よりも約 20 人増加）双方の増加が図られている。

また、中心市街地に隣接するＪＲ新飯塚駅東側のエリアでは、基本計画策定以降、302 戸の分譲マンション群が立地し、600 人以上の新たな居住者が見込まれており、これを含め中心市街地活性化の効果と捉えている。

一方で、商業の活性化に関しては、空き店舗への新規出店により空き店舗数の減少がみられるものの、個店の魅力を高めていく新商品開発や地域全体の牽引を担う戦略的逸品店舗の誘致は進んでおらず、引き続き取組を推進していく必要がある。加えて、新たに導入した健康・交流施設を活用した中心市街地への人の呼び込みも引き続き推進していく必要がある。

２．計画した事業は予定どおり進捗・完了したか。また、中心市街地の活性化は図られたか

【進捗・完了状況】

①概ね順調に進捗・完了した　　②順調に進捗したとはいえない

【活性化状況】

①かなり活性化が図られた
②若干の活性化が図られた
③活性化に至らなかった（計画策定時と変化なし）
④活性化に至らなかった（計画策定時より悪化）

３．進捗状況及び活性化状況の詳細とその理由

計画していた 38 事業のうち 34 事業が完了、4 事業が未実施となったものの、概ね順調に進捗・完了したといえる。

指標にも掲げている「中心市街地内の居住人口」は、市全体で減少傾向が続く（従前よりも 1.4%減少）中、近年は増加傾向を示しており、街なか居住が図られ、街ににぎわいが戻ってきていると

考えている。また、新たに導入した健康・交流施設の利用者数は開設以来増加傾向が続いており、中心市街地の新たな目的地となっているとともに、その集客効果は商店街のイベントへの集客にも影響し、地域からは以前よりも人通りが増えた、商店街が明るくなったとの声も聞かれるなど、既存施設との相乗した効果もみられる。

一方で、社会全体の景気の低迷が続く中、商店街活性化を狙ったソフト事業の停滞や区画整理事業の実施に伴い、一時移転した公設市場の復帰の遅れなどが影響したことで、指標「中心市街地内の歩行者通行量」は従前値を下回るなど、商業等の活性化の面では課題も残っている。

４．中心市街地活性化基本計画の取組に対する中心市街地活性化協議会の意見

【活性化状況】

①かなり活性化が図られた

②若干の活性化が図られた

③活性化に至らなかった（計画策定時と変化なし）

④活性化に至らなかった（計画策定時より悪化）

【詳細】

この５年間、行政や関係団体等が協議や調整を重ねながら緊密に連携して中心市街地の活性化を推進してきた結果、本計画に位置づけた事業は概ね順調に実施されたと考える。活性化事業の効果については、３つの核事業を中心とした取組により、新たな居住機能や健康・子育て支援機能が整備されたことで、居住人口や交流人口、施設利用者数は確実に増加し、市民意識調査からも分かるように中心市街地のイメージの向上が図られている。目標指標の達成については、「居住人口」は目標値を下回っているが、中心市街地に隣接する JR 新飯塚駅東側におけるマンション立地が活発化するなど、総合的には目標を達成したと考えられる。

一方で、「歩行者通行量」については、新たな来街者の創出など一定の効果が見られるものの、全体的な底上げにつながっておらず、目標を達成することができなかった。特に、買い物の場としての魅力向上に対する期待が高く、商業等の活性化の面が課題となっている。基本計画に基づく活性化事業は平成 28 年度で終了するが、課題である商業等の活性化を中心とした魅力ある市街地の実現に向けて、引き続き、官民学が協働しながら中心市街地活性化に取り組む所存である。

５．市民意識の変化

【活性化状況】

①かなり活性化が図られた

②若干の活性化が図られた

③活性化に至らなかった（計画策定時と変化なし）

④活性化に至らなかった（計画策定時より悪化）

【詳細】

中心市街地来街者を対象とした聞き取り調査並びに留め置き調査を実施した。聞き取り調査は、中心市街地内 4 か所において、平成 28 年 10 月 15 日（土）、11 月 10 日（木）、12 月 1 日（木）の 3 日間、各 9:00～17:00 の 8 時間調査を行い、872 票を回収した。留め置き調査は、中心市街地内の 6 施設において、平成 28 年 10 月 17 日（月）～11 月 10 日（木）の約 3 週間実施し、69 票を回収し

た。中心市街地への来街頻度については、計画期間前との比較を尋ねたところ、約 12%が「かなり増えた」、約 17%が「やや増えた」と回答しており、回答者の約 3 割が計画期間前よりも来街頻度が増えていると回答している。また、約 8%が「もともと行っていなかった」を回答しており、新たな来街者の創出もうかがえる。

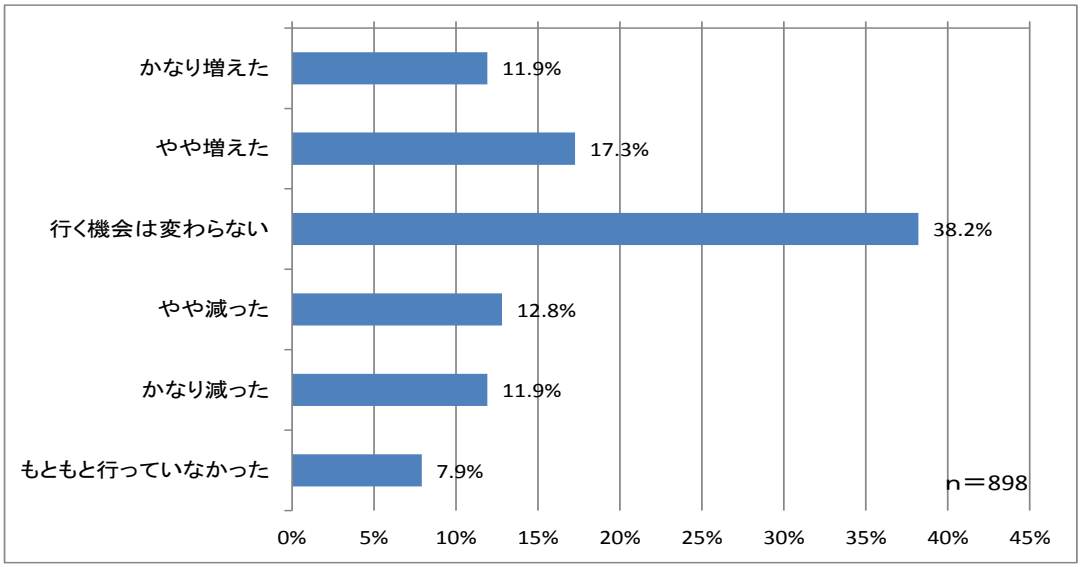

図　計画期間以前と比較した来街頻度の変化

中心市街地に対するイメージは、親しみやすさ、清潔感、便利、歩きやすさ、治安、住みやすさの観点からは、肯定的評価が否定的評価を上回っており、活気の観点を除く現在の中心市街地に対する印象は良いといえる。また、計画策定時に実施している同様の調査との比較では、活気、清潔感、歩きやすさ、治安、住みやすさの項目で、改善が図られており、中心市街地の活性化や整備の取組みの効果が市民の中心市街地に対するイメージの向上に現れているものと考えられる。

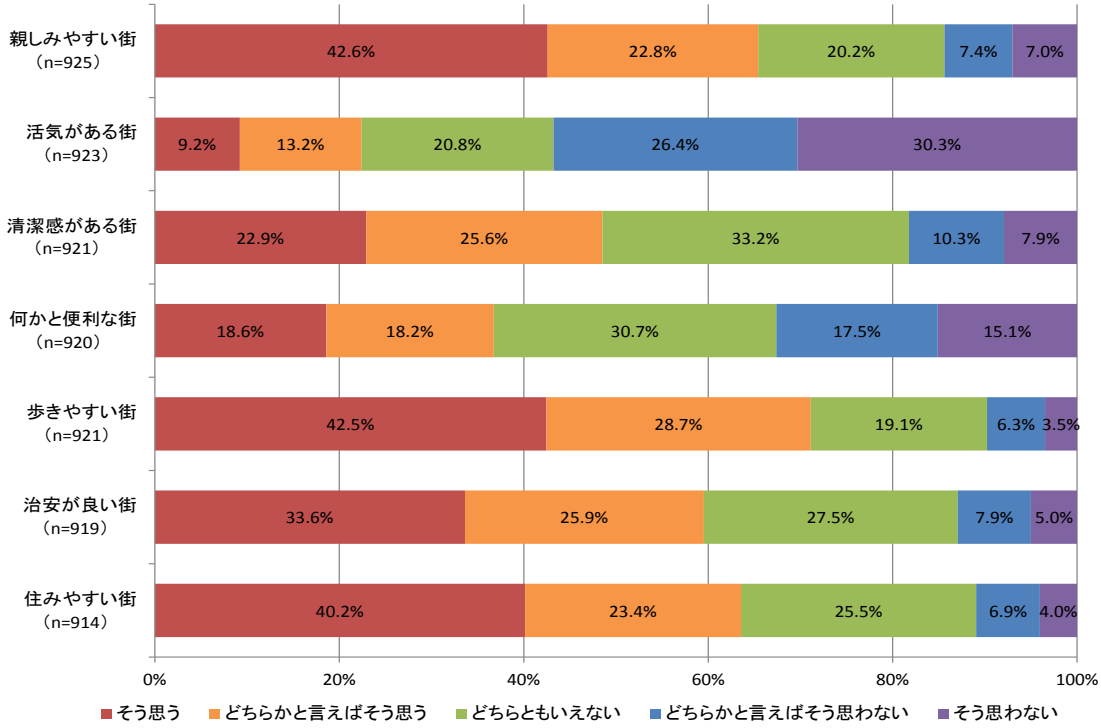

図　中心市街地に対するイメージ

表　計画策定時との中心市街地に対する肯定的評価の変化

	計画策定時① （H22 年度）	計画最終年時点② （H28 年度）	増減 （②－①）
親しみやすい街	66.1%	65.4%	△0.7%
活気がある街	9.5%	22.4%	12.9%
清潔感がある街	38.8%	48.5%	9.7%
何かと便利な街	40.0%	36.8%	△3.2%
歩きやすい街	64.9%	71.2%	6.3%
治安が良い街	57.1%	59.5%	2.4%
住みやすい街	55.5%	63.6%	8.1%

６．今後の取組

今後は、本計画での成果を活かしながら本計画期間内に芽生えてきた活性化の流れを力強く推し進める取組を推進していく。

具体的には、本計画で課題として残った商業等の活性化について、買い物の場としての個店の魅力向上や商店街のマネジメントの強化を図る。また、これまでのメインターゲットである高齢者に加え、市内に大学が 3 校立地している優位性を活かし、若者の来街を促す都市機能の整備を進め、多様な世代の交流・にぎわいの場の充実を図っていく。さらには、街なか定住の支援や空き家活用の促進を図り、街なか居住をより一層推進していくこととともに、中心市街地へのアクセスの利便性や中心市街地内での滞在の快適性の向上を図っていく。

また、市全体を俯瞰したなかで、各地域のまちづくり活動の拠点化と交流拠点を形成し、交通結節点周辺の再生による持続安定的な交通ネットワークの構築及び居住誘導を図りながら、中心市街地が中心拠点としての役割を担い、各拠点との連携を強化することで市域全体の発展を目指す。

（参考）各目標の達成状況

目標	目標指標	基準値	目標値	最新値		達成状況
				（数値）	（年月）	
魅力ある商業環境が支える賑わいと憩いのあるまちの創出	中心市街地内の歩行者通行量	26,645 人 （平成 22 年度）	26,800 人	22,114 人/日	H28 年度	C
人と人との繋がりによる笑顔で暮らせるまちの創出	中心市街地内の居住人口	3,696 人 （平成 22 年度）	3,820 人	3,717 人	H28 年度	B

A（計画した事業は概ね予定どおり進捗・完了。さらに、最新の実績でも目標値を超えることができた。）
a（計画した事業は予定どおり進捗・完了しなかった。一方、最新の実績では目標値を超えることができた。）
B（計画した事業は概ね予定どおり進捗・完了。一方、最新の実績では基準値を超えることができたが、目標値には及ばず。）
b（計画した事業は予定どおり進捗・完了しなかった。一方、最新の実績では基準値を超えることができたが、目標値には及ばず。）
C（計画した事業は概ね予定どおり進捗・完了。一方、最新の実績では目標値および基準値にも及ばなかった。）
c（計画した事業は予定どおり進捗・完了しなかった。また、最新の実績では目標値および基準値にも及ばなかった。）

個別目標

「中心市街地内の歩行者通行量」※目標設定の考え方基本計画 P104～P118 参照

１．調査結果の推移

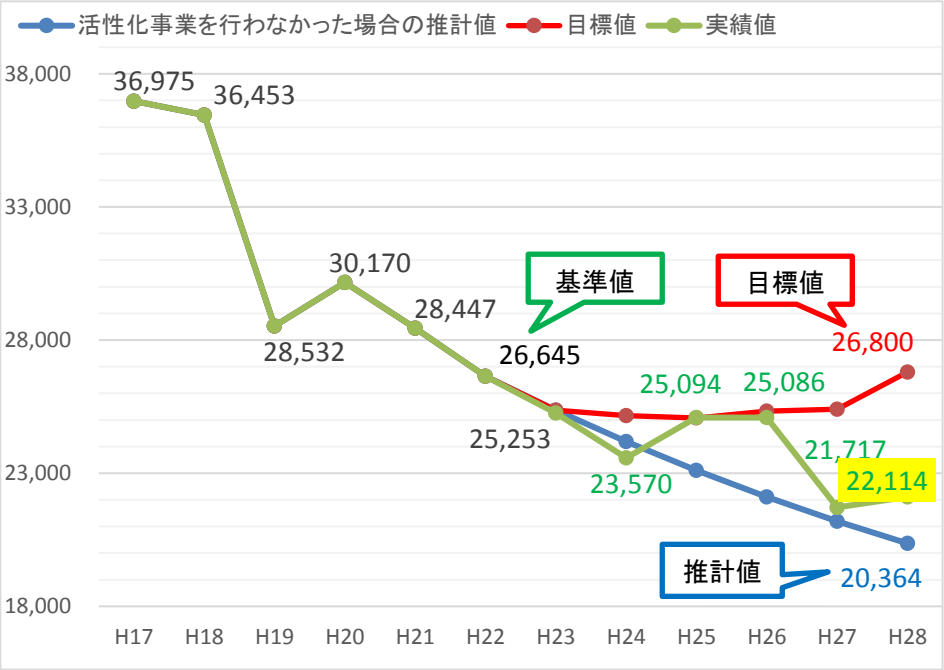

年	（単位：人）
H22	26, 645 （基準年値）
H23	25, 253
H24	23, 570
H25	25, 094
H26	25, 086
H27	21, 717
H28	22, 114
H28	26, 800 （目標）

※調査方法：歩行者通行量調査
※調 査 月：各年度 3 月最終金曜日及び日曜日に実施し、4 月取りまとめ
※調査主体：飯塚商工会議所
※調査対象：中心市街地内 9 地点における歩行者（平日・休日）

２．目標達成に寄与する主要事業の計画終了後の状況（事業効果）

①吉原町１番地区第一種市街地再開発事業（吉原町１番地区市街地再開発組合）

支援措置名 及び支援期間	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業（吉原町 1 番地区）） （平成 24 年度～平成 27 年度）
事業開始・完了時期	平成 23 年度～平成 27 年度 【済】
事業概要	西鉄飯塚バスセンター及び隣接地（建物）の一体的な再開発事業を実施し、バスターミナル、医療関連施設（医師会館、看護高等専修学校、検診検査センター、訪問看護ステーション）、急患センター、分譲住宅（62 戸）を整備し、併せて区域内の道路整備を行なうもの。
目標値・最新値	目標値（歩行者通行量 638 人） 最新値（歩行者通行量 686 人）
達成状況	当初目標（見込み）を上回る効果が発現している。
達成した（出来なかった）理由	医療関連施設及び急患センターの利用者数が当初目標を上回る結果となったため。
計画終了後の状況 （事業効果）	本市の交通結節点として集客・回遊の拠点機能となるとともに、中心市街地の医療・健康機能の増進、街なか居住の促進が図られたことにより、中心市街地内の通行量の増加や消費活動の増加につながり、街なかのにぎわい創出に大きく貢献した。
事業の今後について	実施済み

②ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業（㈱まちづくり飯塚）

支援措置名 及び支援期間	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（ダイマル跡地事業地区）） （平成 24 年度～平成 26 年度）
事業開始・完了時期	平成 23 年度～平成 27 年度 【済】
事業概要	中心商店街の中央に位置し、平成 11 年に倒産したダイマル商店を㈱まちづくり飯塚が取得・解体し、コミュニティビルとして整備するものであり、街なかの居住機能と交流・健康増進機能を一体的に整備することで、賑わい向上や居住者の増加促進を目指すもの。
目標値・最新値	目標値（歩行者通行量 260 人） 最新値（歩行者通行量 496 人）
達成状況	当初目標（見込み）を上回る効果が発現している。
達成した（出来なかった）理由	マンションの入居状況、街なか交流・健幸広場の利用状況ともに当初計画を上回っている中、特に街なか交流・健幸広場の利用は想定を大きく上回り、目標を達成している
計画終了後の状況（事業効果）	街なか交流・健幸広場は中心市街地における交流拠点として機能を発揮し、街なかのにぎわい創出に大きく貢献した。また、マンションの入居が継続することで、中心市街地内の通行量の増加や消費活動の増加につながり、街なかのにぎわい創出に大きく貢献した。
事業の今後について	実施済み

③飯塚本町東地区優良建築物等整備事業等（㈱エストラスト、飯塚市）

支援措置名 及び支援期間	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業（飯塚本町東地区）、都市再生整備計画事業、都市再生区画整備事業（飯塚本町東地区）） （平成 25 年度～平成 28 年度）
事業開始・完了時期	平成 23 年度～平成 28 年度 【済】
事業概要	本地区は、防災性向上のための公共施設整備とともに、定住促進及び商業の再編を目的とする「飯塚本町東土地区画整理事業」の施行区域内にあり、約 2,000 ㎡の高度利用推進区を設け、整理（換地）後の街区に街なか居住を促進し、近隣商業施設との活性化に向けた相乗効果を図るため、優良建築物等整備事業による分譲マンションを整備するもの。併せて、子育て支援の拠点となる「子育てプラザ（街なか子育てひろば）」を併設（実施主体：飯塚市）し、子育て世代の来街を促進するもの。
目標値・最新値	目標値（歩行者通行量 640 人） 最新値（歩行者通行量 620 人）
達成状況	発現している効果は当初目標（見込み）を下回っている。
達成した（出来なかった）理由	当初計画していた分譲マンション戸数の削減により、居住者数が見込み値を下回ったことで、目標を達成することができなかった。
計画終了後の状況（事業効果）	マンションの入居者数は徐々にではあるが着実に増加しており、中心市街地内の通行量の増加や消費活動の増加につながるなど、街なかのにぎわい創出に大きく貢献した。また、街なか子育てひろばは中心市街地における交流拠点として機能を発揮し、利用者数が当初の見込みを大きく上回るなど、街なかのにぎわい創出に大きく貢献した。
事業の今後について	実施済み

④戦略的逸品店舗誘致事業（飯塚市）

支援措置名 及び支援期間	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業と一体の効果促進事業） （平成 24 年度～平成 28 年度）
事業開始・完了時期	平成 24 年度～平成 28 年度 【済】
事業概要	空き店舗に消費者ニーズに即した店舗を誘致することにより、集客力のある、市民が魅力を感じる商店街形成を促進し、来街者の増加の増加を図るもの。
目標値・最新値	目標値（歩行者通行量 3,180 人） 最新値（歩行者通行量 212 人）
達成状況	発現している効果は見込みを下回っている。
達成した（出来なかった）理由	年間 3 件の誘致を目指し、誘致活動を進めたものの、誘致店舗数は 1 件に留まったため、具体的な成果に至らず、目標を大きく下回った。
計画終了後の状況（事業効果）	商店街活性化を狙った集客力の高い店舗の誘致が 1 店舗に留まり、十分な効果を発揮できなかったことにより、街なかのにぎわい創出に大きく貢献するまでには至らなかった。
事業の今後について	引き続き、誘致活動を進めていく予定

３．今後について

中心市街地内の歩行者通行量が目標値に及ばなかった大きな要因として、土地区画整理事業が本格化する中、平成 27 年度には集客力のある主要商業施設が仮移転したことにより、当該事業地内の調査地点をはじめ中心市街地全体の歩行者通行量の急激な落ち込みが生じたこと、「戦略的逸品店舗誘致事業」の誘致店舗数が予定を下回ったこと、あわせて、今回の休日の歩行者通行量調査日に雨が降ったことも歩行者通行量が減少した要因であると考えられる。歩行者通行量調査については、このような事態を想定し、計画当初から調査方法を工夫する必要があったと考える。

今後は、街なか定住の支援や空き家活用の促進により、より一層の街なか居住の推進を図るとともに、集客力の高い店舗の誘致や創業支援、既存店舗の魅力向上など買い物の場としての魅力向上を進めることで、中心市街地内の居住人口並びに来街者を増加させ、より一層のにぎわいを創出していく。また、大学生などの若者や子育て世代の来街を促す取組を進めることで新たな層を取り込み、多様な世代が行き交う中心市街地の実現を図る。さらには、高齢者が一休みできる憩いの空間の設置などにより、商店街に長く滞在してもらうことで、絶えず来街者が往来する商店街の実現を目指す。

「中心市街地内の居住人口」※目標設定の考え方基本計画 P119～123 参照

1．調査結果の推移

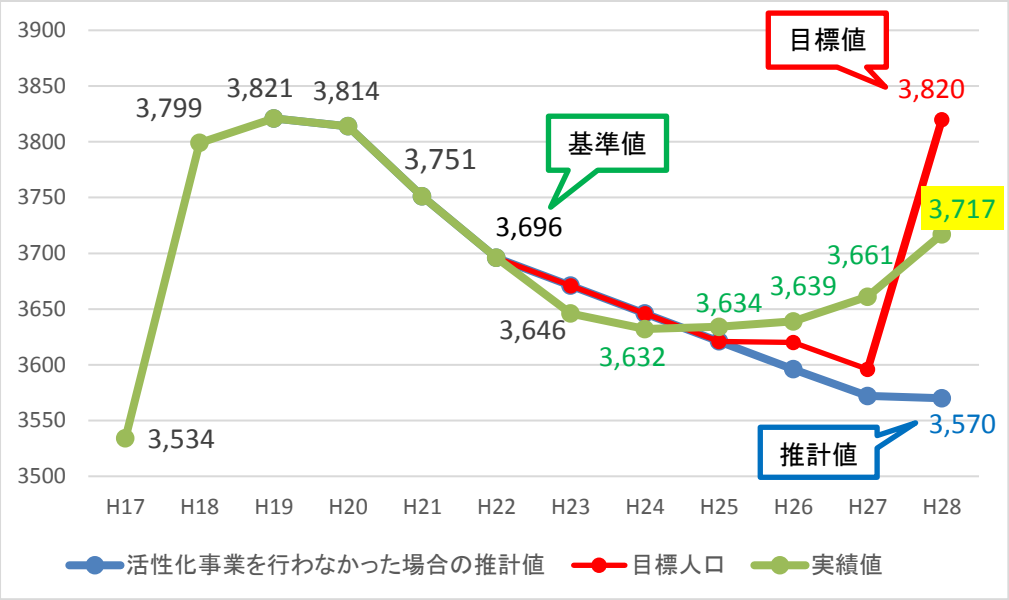

年	（単位：人）
H22	3，696（基準値）
H23	3，646
H24	3，632
H25	3，634
H26	3，639
H27	3，661
H28	3，717
H28	3，820（目標）

※調査方法：毎年 1 月 1 日現在の住民基本台帳
※調　査　月：平成 29 月 3 月
※調査主体：飯塚市
※調査対象：中心市街地区域内居住者

2．目標達成に寄与する主要事業の計画終了後の状況（事業効果）

① 吉原町 1 番地区第一種市街地再開発事業（吉原町 1 番地区市街地再開発組合）【再掲】

支援措置名及び支援期間	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業（吉原町 1 番地区））（平成 24 年度～平成 27 年度）
事業開始・完了時期	平成 23 年度～平成 27 年度 【済】
事業概要	西鉄飯塚バスセンター及び隣接地（建物）の一体的な再開発事業を実施し、バスターミナル、医療関連施設（医師会館、看護高等専修学校、検診検査センター、訪問看護ステーション）、急患センター、分譲住宅（62 戸）を整備し、併せて区域内の道路整備を行なうもの。
目標値・最新値	目標値（153 人） 最新値（88 人）（※全戸契約済み）
達成状況	当初見込んでいた居住者人数には至っていないものの、全戸契約されている。
達成した（出来なかった）理由	販売戸数 62 戸は全て契約済となっているものの、世帯当たり人員数が見込みよりも下回ったことや居住者の住民票異動の未実施などにより、目標値を下回った。
計画終了後の状況（事業効果）	本市の交通結節点として集客・回遊の拠点機能となるとともに、中心市街地の医療・健康機能の増進、街なか居住の促進が図られたことにより、中心市街地内の通行量の増加や消費活動の増加につながり、街なかのにぎわい創出に大きく貢献した。
事業の今後について	実施済み

②ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業（㈱まちづくり飯塚）【再掲】

支援措置名 及び支援期間	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（ダイマル跡地事業地区）） （平成 24 年度～平成 26 年度）
事業開始・完了時期	平成 23 年度～平成 27 年度 【済】
事業概要	中心商店街の中央に位置し、平成 11 年に倒産したダイマル商店を㈱まちづくり飯塚が取得・解体し、コミュニティビルとして整備するものであり、街なかの居住機能と交流・健康増進機能を一体的に整備することで、賑わい向上や居住者の増加促進を目指すもの。
目標値・最新値	目標値（24 人） 最新値（36 人）
達成状況	全戸契約されており、当初見込みよりも多くの入居がなされている。
達成した（出来なかった）理由	賃貸戸数 24 戸全て契約済みとなっている。当初予定していた 16 戸の世帯人員数以上の入居がなされており目標を達成した。
計画終了後の状況（事業効果）	街なか居住が促進されたことにより、中心市街地内の通行量の増加や消費活動の増加につながり、街なかのにぎわい創出に大きく貢献した。
事業の今後について	実施済み

③ 飯塚本町東地区優良建築物等整備事業（㈱エストラスト、飯塚市）【再掲】

支援措置名 及び支援期間	社会資本整備総合交付金（都市再生区画整備事業（飯塚本町東地区）） （平成 25 年度～平成 28 年度）
事業開始・完了時期	平成 23 年度～平成 28 年度 【済】
事業概要	本地区は、防災性向上のための公共施設整備とともに、定住促進及び商業の再編を目的とする「飯塚本町東土地区画整理事業」の施行区域内にあり、約 2,000 ㎡の高度利用推進区を設け、整理（換地）後の街区に街なか居住を促進し、近隣商業施設との活性化に向けた相乗効果を図るため、優良建築物等整備事業による分譲マンションを整備するもの。
目標値・最新値	目標値（267 人） 最新値（91 人）
達成状況	発現している効果は見込みを下回っている
達成した（出来なかった）理由	当初計画していた分譲マンション戸数の削減（110 戸→65 戸）により、見込み値を下回った。
計画終了後の状況（事業効果）	街なか居住が促進されたことにより、中心市街地内の通行量の増加や消費活動の増加につながり、街なかのにぎわい創出に大きく貢献した。
事業の今後について	実施済み

３．今後について

中心市街地の居住人口については「吉原町 1 番地区第一種市街地再開発事業」で整備したマンションが全戸完売したものの、居住者の一部において住民票異動が未実施であること、「優良建築物等整備事業」のマンション整備戸数が当初計画から大きく削減されたことが要因となり、目標値に及ばなかったものの、中心市街地に隣接するＪＲ新飯塚駅東側のエリアでは、基本計画策定以降、302 戸の分譲マンション群が立地し、600 人以上の新たな居住者が見込まれており、これを含め中心市街地活性化の効果と捉えている。今後は、本計画で新たに導入された健幸プラザや街なか子育てひろば等の交流・福祉施設を活用しながら、より一層の居住環境の向上を図るとともに、一方では街なか定住の支援や空き家の活用の促進を図ることで、街なか居住を一層推進していく。

経済建設委員会提出資料
平成29年8月10日提出

飯まちプレミアム商品券の概要

商品券の名称	飯まちプレミアム商品券
商品券１冊の販売価格	１０，０００円
商品券１冊の構成	５００円券×２２枚
商品券１冊のプレミアム額	１，０００円
プレミアム率（割増率）	１０％
商品券の発行冊数	２０，０００冊
商品券の販売総額	２００，０００，０００円
商品券の発行総額	２２０，０００，０００円
商品券１次販売について	往復はがきによる事前申込み 発行冊数以上の申込みがあった場合には抽選 １８歳以上を対象に**１人８冊まで販売**
商品券の事前申込期間	平成２９年８月１日～平成２９年８月１５日
事前申込商品券の引換え	平成２９年９月１日～平成２９年９月８日 場所：飯塚商工会議所
商品券２次販売について	事前申込みの残り、キャンセルのあったものについて窓口販売を実施。 日時：平成２９年９月１０日（日）１０時～１５時 場所：飯塚市役所　１Ｆ多目的ホール ※９月１１日以降は、飯塚商工会議所、飯塚市商工会本所・支所にて販売。（９時～１６時）
商品券の使用可能期間	平成２９年９月１日～平成３０年１月３１日
商品券の取扱店舗数	約４００店（目標） （H26:308店、H27:547店※、H28：390店） ※H27はプレミアム率20%、加盟店負担無し
商品券の取扱店舗	飯塚市内の商工業者等で、登録した事業所 対象業種は、小売業・サービス業・飲食業等。 但し、消費の促進・喚起に適当でない業種は除く
商品券の換金期間	平成２９年９月７日～平成３０年２月２２日予定 毎週木曜日10時～15時（祝祭日、年末年始は除く）
プレミアム分の負担割合	飯塚市５割、福岡県３割、実施主体２割（加盟店）
アンケート【購入者向け】 ①商品券の引換購入時に聞き取りでアンケート記入 ②商品券使用後の詳細なアンケート （商品券の引き換え販売時に手渡して、協力依頼）	**【質問項目（抜粋）】 ①次年度の商品券の購入意向・年齢・商品券での購入予定品目 ②年齢・性別・職業・家族構成・商品券で支払った額・商品券に追加して支出した額・商品券で購入した商品内容・来年度の商品券の購入意向**
アンケート【店舗向け】 （商品券の換金時にアンケート記入を必須）	**【質問項目（抜粋）】 店の業種、形態等・商品券発行によりセール等を行ったか・商品券による売上増の割合・商品券による新規顧客の有無**

経 済 建 設 委 員 会 資 料

平 成 29 年 8 月 10 日提出

1. 庄司地内落石事故について

1. 事故発生日時　：平成29年6月15日（木）午前2時頃

2. 事故発生場所　：飯塚市庄司地内　地産団地付近

3. 関係物　　：相手方のクーラー室外機

4. 事故の概況　　：平成29年6月15日(木)午前2時頃、土木管理課が所管する市有地(庄司142番8)から相手方の家屋へ落石(約20cm×15cm×14cm)があり、外壁横に設置されていたクーラー室外機を損傷させたものです。

5. 損害状況
クーラー室外機　：室外機天板、左側板、熱交換器等損傷。

6. 損害賠償額　　：この事故に係る損害賠償につきましては、財産活用課と協議のうえ対処する。

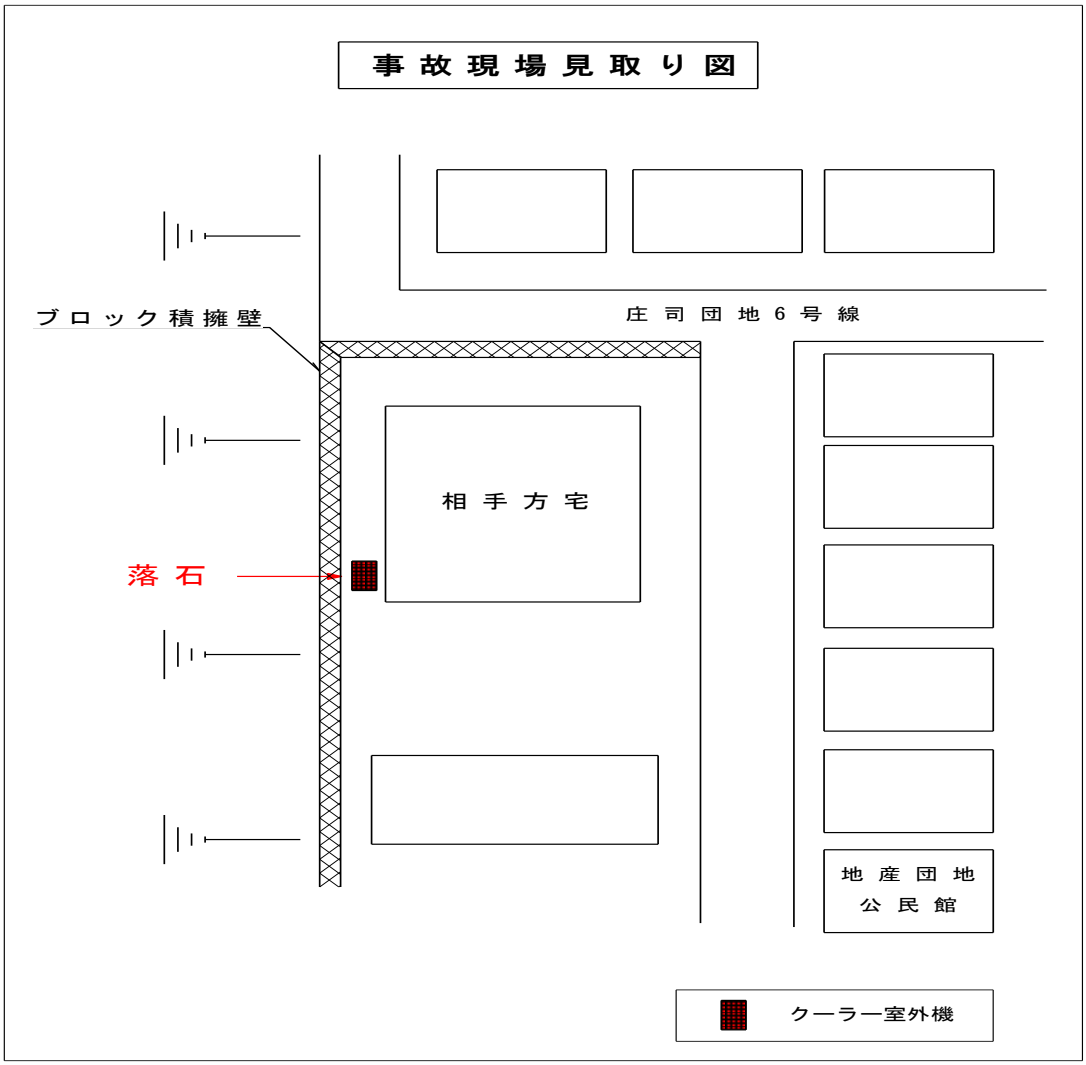

２．伊岐須の車両損傷事故
事故現場見取図

経済建設委員会資料
平成29年8月10日提出

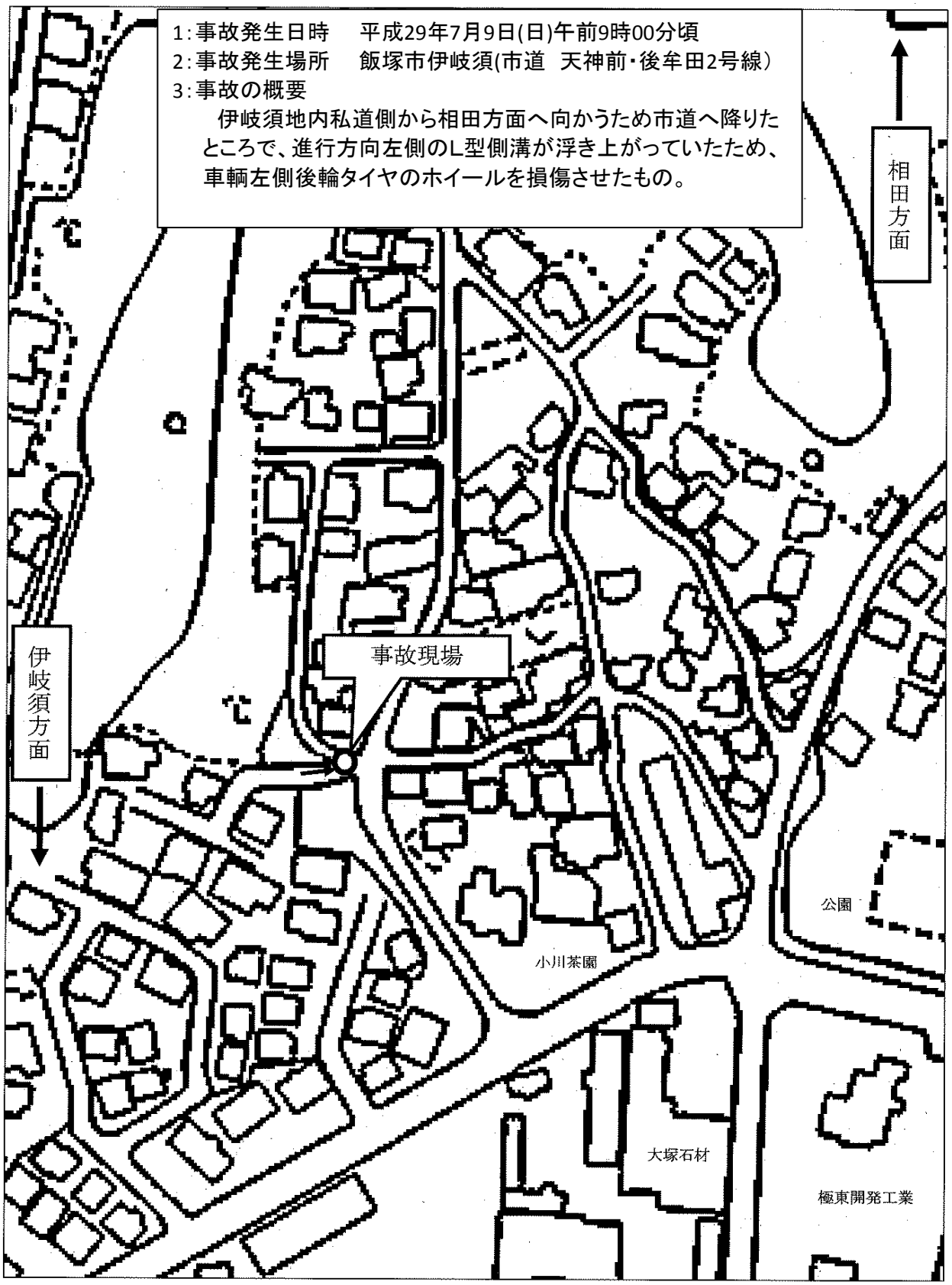

経済建設委員会資料
平成29年8月10日提出

工 事 請 負 変 更 契 約 報 告 書

	工種	工　事　名	請負業者名	変更契約金額	変更増減額	原契約金額	落札率	変更契約工期	原契約工期
1	とび （法面）	勢田土手外地区急傾斜地崩壊対策（1 工区）工事	㈱大原組	97,228,080 うち消費税 7,202,080	11,753,640 うち消費税 870,640	85,474,440 うち消費税 6,331,440	86.51%	着手　平成 28 年 8 月 24 日 しゅん工　平成 29 年 6 月 30 日	着手　平成 28 年 8 月 24 日 しゅん工　平成 29 年 3 月 15 日

※主な変更理由

1　当初軟岩掘削としていたところ実施にあたり硬岩が確認されたため、硬岩掘削に増工する。伐採完了後、法面を確認したところ法面上部に岩が露出しており、落下の恐れがあることから法枠工を行い安定を図るため増工する。その他、現地精測による数量の変更。また、硬岩掘削及び伐採・伐木、隣地地権者との協議に時間を要したことによる工期の延伸。

経 済 建 設 委 員 会 資 料
平成 29 年 8 月 10 日提出

飯塚市立病院の現状について

飯塚市立病院損益計算書、貸借対照表 ・・・ 1

飯塚市立病院の医師数等状況 ・・・ 2

飯塚市立病院の患者数状況 ・・・ 3

飯塚市立病院　損益計算書

単位：千円

		H20年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
事業収益	入院診療収益	1,906,644	2,485,797	2,349,025	2,863,317	2,971,129
	外来診療収益	630,570	795,220	780,627	843,645	842,037
	その他の事業収益	37,534	66,633	67,569	100,463	94,796
	計	2,574,748	3,347,650	3,197,221	3,807,425	3,907,962
事業費用	材料費	517,937	704,332	656,188	720,911	687,760
	給与費	1,783,113	2,171,982	2,234,826	2,293,653	2,359,868
	委託費	233,267	248,058	316,916	319,618	317,340
	設備関係費	105,644	278,022	375,994	389,713	493,425
	研究研修費	10,563	12,029	10,372	5,881	7,404
	経費	234,689	245,713	302,004	273,840	230,194
	計	2,885,213	3,660,136	3,896,300	4,003,616	4,095,991
事業利益		▲ 310,465	▲ 312,486	▲ 699,079	▲ 196,191	▲ 188,029
事業外収益		154,501	261,764	259,392	269,061	265,522
事業外費用		452	7,578	10,152	19,328	21,968
経常利益		▲ 156,416	▲ 58,300	▲ 449,839	53,542	55,525
臨時収益等					8,273	270
臨時費用等			25,478	1,538	4,043	2,657
税引前当期利益		▲ 156,416	▲ 83,778	▲ 451,377	57,772	53,138

1日平均入院患者数(人)	152.5	164.1	158.4	191.9	191.1
入院収益単価(円)	34,255	41,503	40,621	40,763	42,604
1日平均外来患者数(人)	290.1	354.4	336.3	349.8	338.9
外来収益単価(円)	7,419	7,632	7,923	8,204	8,479
材料費率(対事業収益)(%)	20%	21%	21%	19%	18%
給料費率(対事業収益)(%)	69%	65%	70%	60%	60%

※　入院中に外来に受診した患者については入院患者数へ含めることから、「市立病院の患者数状況」との外来患者数と差が発生します。

貸　借　対　照　表

平成28年度

単位：千円

	期　首	期　末
資産の部		
現金	2,797	1,891
普通預貯金	324,536	239,353
その他の資産	632,608	645,794
医薬品	18,727	20,013
診療材料	10,832	12,607
医療消耗品	1,434	1,534
流動資産	**990,934**	**921,192**
土地	12,404	12,404
建物	147,206	143,485
医療用機器	570,979	586,503
器具備品	88,599	100,587
リース資産	479,396	470,780
減価償却累計額	601,554	768,531
有形固定資産	697,030	545,228
無形固定資産	8,447	7,586
その他の資産	3,647	2,213
固定資産	**709,124**	**555,027**
資産の部合計	1,700,058	1,476,219
負債の部		
買掛金	132,177	149,693
未払金	69,009	83,000
短期借入金	225,360	255,800
その他の流動負債	256,202	258,929
流動負債	**682,748**	**747,422**
長期借入金	1,344,429	1,088,629
長期リース債務	335,037	249,841
固定負債	**1,679,466**	**1,338,470**
負債の部合計	2,362,214	2,085,892
純資産の部		
地方公共団体補助金	3,764	3,109
当期未処理損失	▲ 665,920	▲ 612,782
純資産の部合計	▲ 662,156	▲ 609,673
負債・純資産の部合計	1,700,058	1,476,219

飯塚市立病院の医師数状況

（単位：人）

科　目	労災病院（20.3.31現在）		市立病院（20.4.1現在）			市立病院（28.4.1現在）		市立病院（29.4.1現在）		市立病院（29.7.1現在）	
	常勤医師	非常勤医師	常勤医師		非常勤医師	常勤医師	非常勤医師	常勤医師	非常勤医師	常勤医師	非常勤医師
		人数	配置計画								
内　　科	9	8	10	11	9	13	9	12	10	12	10
神経内科			1			1		1		1	
小　児　科		1	2		1	1		1		1	
外　　科	5	1	6	5	1	4	2	5	2	5	2
整形外科		2	2		5	3	8	4	7	4	7
脳神経外科			1			1	2	1	2	1	2
呼吸器外科											
乳腺外科											
泌尿器科		2	1		2		4		4		4
皮　膚　科						2		2		2	
眼　　科	2		2	2		1	3	1	4	1	3
耳鼻咽喉科		1	2		3	1	3	1	3	1	3
リハビリ科	2		2		1	1	2		2		2
放射線科	2		2	2		2		2		2	
麻　酔　科		3	1		3		4	1	4	1	3
合　　計	20	18	32	20	25	30	37	31	38	31	36

飯塚市立病院の看護師数状況

（単位：人）

	正規職員	臨時職員	合計	正規職員	臨時職員	合計	正規職員	臨時職員	合計	正規職員	臨時職員	合計	正規職員	臨時職員	合計
看　護　師	119	10	129	125	8	133	128	13	141	131	9	140	132	9	141
准看護師	7	6	13	3	5	8	2	3	5		2	2		4	4
看護助手	2	3	5		8	8	6	19	25	10	22	32	12	23	35
合　　計	128	19	147	128	21	149	136	35	171	141	33	174	144	36	180

飯塚市立病院の患者数状況

（単位：人）

科目	平成27年度			平成28年度			平成28-27年度 差引			平成28年度 4月1日～6月30日			平成29年度 4月1日～6月30日			平成29-28年度 4月1日～6月30日 差引		
	入院	外来	合計	入院	外来	合計	入院	外来	合計	入院	外来	合計	入院	外来	合計	入院	外来	合計
内科	27,034	29,583	56,617	29,127	29,375	58,502	2,093	△208	1,885	6,988	7,370	14,358	7,671	7,219	14,890	683	△151	532
外科	8,050	6,706	14,756	7,124	6,473	13,597	△926	△233	△1,159	1,522	1,544	3,066	1,662	1,678	3,340	140	134	274
眼科	2,949	15,602	18,551	2,322	15,722	18,044	△627	120	△507	607	3,944	4,551	661	4,067	4,728	54	123	177
小児科	18	4,106	4,124	9	3,431	3,440	△9	△675	△684	0	1,353	1,353	0	315	315	0	△1,038	△1,038
整形外科	23,829	23,294	47,123	26,728	23,965	50,693	2,899	671	3,570	6,253	5,946	12,199	6,858	5,988	12,846	605	42	647
脳神経外科	822	2,895	3,717	1,819	2,670	4,489	997	△225	772	332	657	989	256	636	892	△76	△21	△97
神経内科	2,770	1,247	4,017	2,281	1,687	3,968	△489	440	△49	694	423	1,117	628	466	1,094	△66	43	△23
呼吸器外科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳腺外科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泌尿器科	0	1,115	1,115	0	1,195	1,195	0	80	80	0	283	283	0	355	355	0	72	72
皮膚科	381	7,586	7,967	183	6,522	6,705	△198	△1,064	△1,262	78	1,679	1,757	94	1,760	1,854	16	81	97
耳鼻咽喉科	195	5,010	5,205	145	4,277	4,422	△50	△733	△783	50	1,124	1,174	28	1,154	1,182	△22	30	8
リハビリ科	4,195	28,839	33,034	0	29,860	29,860	△4,195	1,021	△3,174	0	6,826	6,826	0	7,382	7,382	0	556	556
放射線科	0	821	821	0	734	734	0	△87	△87	0	174	174	0	206	206	0	32	32
医療相談	0	113	113	0	106	106	0	△7	△7	0	13	13	0	20	20	0	7	7
禁煙外来	0	61	61	0	26	26	0	△35	△35	0	20	20	0	0	0	0	△20	△20
合計	70,243	126,978	197,221	69,738	126,043	195,781	△505	△935	△1,440	16,524	31,356	47,880	17,858	31,246	49,104	1,334	△110	1,224
一日あたり患者数	191.9	431.9		191.1	430.2		△0.8	△1.7		181.6	423.7		196.2	422.2		14.6	△1.5	
病床利用率	76.8%			76.4%			△0.4%			72.6%			78.5%			5.9%		
平均在院日数	20.9日			21.2日			0.3日			20.7日			20.4日			△0.3日		
診療日数	366	294		365	293		△1	△1		91	74		91	74		0	0	

工事請負契約報告書

経済建設委員会資料
平成29年8月10日提出

工　事　名	予定価格(A)	落札額 (B)	落札率 (B/A) (小数点第三位以下切捨)	契約者名	入札日
長楽寺団地公営住宅建設(機械設備)工事	72,353,520 円 うち消費税 5,359,520 円	68,364,000 円 うち消費税 5,064,000 円	94.48 %	(株)山野住設	7月11日
契　約　日 平成29年7月18日	最低制限価格				
工　期 平成29年7月19日 から 平成30年6月29日 まで	65,117,520 円 うち消費税 4,823,520 円				

入札参加業者名(指名競争入札) 【工種:管(水道)A】

(株)有光工務店	(株)深田環境開発工業	(株)藤井工務店	池田設備(株)	(株)山野住設